

静 情 審 第 38 号
令和 4 年 12 月 27 日

静岡県教育委員会 様

静岡県情報公開審査会
会 長 牧 田 晃 子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年12月 3 日付け教総第259号による下記の諮問について、別紙のとおり答
申します。

記

特定の県立学校における産業医巡視結果及び健康診断結果報告等に関する文書
の開示請求に係る部分開示決定に対する審査請求（諮問第234号）

1 審査会の結論

静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和3年9月17日付け教厚第82号で行った公文書部分開示決定処分は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、令和3年8月26日付けで、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、別記1の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、令和3年8月27日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に係る公文書について、別記2の文書を本件対象公文書として特定した上で、令和3年9月17日付け教厚第82号をもって、本件対象公文書の一部を開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年10月10日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、令和3年10月11日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定のうち、別記1の請求3（以下「請求3」という。）及び別記1の請求5（以下「請求5」という。）に係る決定の取消しを求めるといふものである。審査請求人が審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書3について

ア 静岡県立静岡高等学校（以下「静岡高等学校」という。）は、静岡県ホームページに公開されている「事務事業及び予算の執行実績」を見る限り、その事業場の規模が常時使用する労働者数が50人を上回るものであるから、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に定める産業医の巡視及び健康診断結果報告作成の措置義務を負うものである。

イ 法第13条第1項により、「事業者は、（中略）医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされており、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）で定められた定期的な産業医の巡視を実施する措置義務は静岡県教育委員会に課されているものである。

ウ 規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度については、「毎月1回以上（中略）少なくとも2月に1回」とされている。

エ 本件決定において、令和3年4月20日及び5月25日の「健康管理医（産業医）執務記録簿」の2点の開示を受けた。しかし、令和3年5月26日から、開示請求を行った令和3年8月26日までの間に満3月が経過している

ので、少なくとも2月に1回の頻度で巡視が行われているのであれば、少なくとも残り1点以上の巡視結果に係る資料があつてしかるべきである。

- オ 産業医は数多くの業務を遂行する立場にあるが、産業医の巡視を実施することで、教職員の事業場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効であるほか、令和3年6月以降では、夏季の熱中症対策について教職員への指導に関し、産業医の「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」からもたらされる指導は必要不可欠である。よって、令和3年5月26日以降作業場の巡視を行わないことは、産業医の職務を果たしているとは言い難いので、必ず、作業場の巡視は行われているはずである。
- カ 仮に、産業医の巡視が行われていない場合には、県立高等学校の教職員の健康管理が損なわれ、静岡県において、適正な水準の教育の質が担保されていない状態にあつて、最終的に被害を受けるのは静岡県民である。産業医の巡視が行われていない場合には早期に是正が図られるべきである。
- キ したがって、本件対象公文書3が2点しか存在しないとして静岡県教育委員会が行った処分については、法に違反している状態であり、不合理であるから、更なる文書の探索、原因究明及び実態調査を求める。つまり、本件決定の取消しを求めるものである。
- ク また、本件開示請求後に審査請求人が行った別の開示請求に対して受領した令和3年12月16日付け教厚第112号「公文書部分開示決定通知書」によれば、静岡高等学校において、令和3年9月から令和3年11月まで毎月1回定期的に産業医による作業場等の巡視が実施されていることが確認できる。
- ケ 本件決定において、令和3年5月26日以降同年8月26日までに産業医による作業場等の巡視を実施していない理由について、弁明書において合理的な説明がなされておらず、さらに文書が存在し、文書の特定が不十分であるとする審査請求人の主張は極めて合理的なものである。
- (2) 本件対象公文書5について
- ア 規則第52条の定期健康診断結果報告については、法第100条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の定めにより、静岡県人事委員会への報告となる。規則第52条においては「常時50人以上の労働者を使用する事業者は、（中略）健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第6号）を人事委員会に提出しなければならない」とされている。
- イ 規則第52条に関する解釈例規はないが、「遅滞なく」とは、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等における特殊健康診断結果報告書の提出に係る規定の解釈において、「健康診断完了後、おおむね1ヵ月以内」に提出することとされていることから、より一般的な定期健康診断の結果報告書についても、同様の期間内又はそれよりも早い時期が規則第52条における「遅滞なく」であると思料する。

ウ よって、令和2年度中に実施した静岡高等学校の健康診断の報告書が本件開示請求日までに「未作成」であるとする実施機関の主張は極めて合理的ではないものと思料する。

エ また法における事業場の単位については、昭和48年3月2日基発第100号「労働安全衛生法の施行について」において、「一の事業場であるか否かは主として場所的観念によって決定すべきもので、同一の場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とするものである。」とされている。

オ そうすると、定期健康診断の結果報告は、規則様式第6号により、個別の事業場ごとに報告するものと考えられ、「人事委員会への報告においては、まとめて報告を行っており、請求者の求める静岡高等学校の状況が分かる資料は保有していない」とする実施機関の理由の提示は不合理であり、本件決定の取消しを求めるものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書3について

ア 「静岡高等学校における令和3年4月1日以降いわゆる産業医が行った作業場等の巡視の結果又は結果が分かる資料」を求めた本件開示請求に対し、規則に基づき実施している産業医の定期巡視の記録として「健康管理医（産業医）執務記録簿（4月～5月）」を特定した。

イ 令和3年4月1日以降本件開示請求日までに、静岡高等学校において実施した産業医巡視は、4月20日及び5月25日の2回であったため、その巡視記録を全部開示したものである。

(2) 本件対象公文書5について

ア 「令和2年度に静岡高等学校において実施した定期健康診断に関し、静岡県人事委員会へ提出した規則第52条に基づく健康診断結果の類（県立高校個別に提出していないようでしたら、まとめて提出したもののうち静岡高等学校の状況が分かる資料）」を求めた本件開示請求に対し、規則に基づき報告する「定期健康診断結果報告書（様式第6号）」（以下「結果報告書」という。）を特定した。

イ 本件開示請求日時点において、令和2年度に行った定期健康診断の結果報告書は未作成であること、また、人事委員会への報告においては、まとめて報告を行っており、静岡高等学校の状況が分かる資料は保有していないことから、非開示決定（文書不存在）を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求の内容について

審査請求人は、請求3について、静岡高等学校は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第5条の産業医を選任すべき事業場に該当し、規則第15条の規定に基づき、毎月1回、規則に定める要件を満

たしていれば、少なくとも2月に1回の産業医による巡視が行われているはずであるから、本件決定において開示された2点の文書以外に、令和3年5月26日以降本件開示請求日までの間に、少なくとも残り1点以上の対象となる文書があるはずであり、文書の特定が不十分である旨主張する。

また、請求5については、規則第52条の規定より、法第44条の健康診断を行ったときは、遅滞なく、結果報告書を人事委員会に提出しなければならないとされているのであるから、令和2年度に静岡高等学校で実施した定期健康診断の結果報告書が、本件開示請求日時点において未作成であり、保有していないとする実施機関の理由の提示は不合理であるとして、本件決定の取消しを求めていることから、以下、本件決定の妥当性について検討する。

(2) 関係法令の規定

労働安全衛生に関する関係法令等の規定の概要は以下のとおりである。

ア 産業医等の選任について

法第12条及び令第4条において、事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに衛生管理者を選任し、規則第11条第1項の規定により、衛生管理者は少なくとも毎週1回作業場等を巡視しなければならないとされている。また、法第13条及び令第5条において、事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないとされている。

イ 産業医の巡視について

産業医は、規則第15条において、原則として、少なくとも毎月1回、衛生管理者が行う巡視の結果等の情報提供を受けている場合で、事業者の同意を得ているときは少なくとも2月に1回、作業場等を巡視し、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。

ウ 定期健康診断の結果報告について

規則第52条において、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、規則第44条に規定する定期健康診断を行ったときは、遅滞なく、結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。

(3) 関係法令の適用について

静岡県ホームページで公開されている静岡高等学校の「事務事業及び予算の執行実績（令和2年度「一部、令和3年度分を含む」）」の職員調（62頁）を確認したところ、静岡高等学校の令和2年度における常時勤務する教職員実人員は79人であった。したがって、静岡高等学校は、常時50人以上の労働者を使用する事業場に該当し、産業医が選任されている。

また、規則第52条の健康診断結果報告については、所轄労働基準監督署長への提出とされているところ、地方公務員法第58条第5項の規定により、法に定める職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、人事委員会が行うものとされていることから、規則に定める結果報告書は、教育委員会から人事委員会に提出されることとなる。

(4) 請求3に係る決定の妥当性について

ア 実施機関は、令和3年4月1日以降本件開示請求日までの間に静岡高等学校において行った産業医による巡視は、令和3年4月20日及び同年5月25日の2回のみであったことから、「健康管理医（産業医）執務記録簿（4月～5月）」を特定したと主張するので、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(7) 静岡高等学校においては、規則第15条に基づき、産業医に対し同校の衛生管理者が行う巡視結果等を定期的に情報提供し、労働安全衛生委員会等において教職員の同意を得た上で、産業医の定期巡視を2月に1回の頻度で実施していたが、規則に定める「少なくとも2月に1回」の巡視を「少なくとも年に6回」の実施と解釈し運用していた。

(8) 静岡高等学校における産業医による巡視については、教職員や生徒の在校が少ない長期休暇等の時期を避け、教職員や生徒が通常どおり在校している状態で実施するようにしていたことから、令和3年4月1日以降、本件開示請求日までに実施した巡視は4月20日と5月25日の2回のみであり、6月以降、本件開示請求日までに産業医による巡視は実施していなかった。

イ したがって、令和3年5月26日以降本件開示請求日までに、巡視を実施していないため、対象となる公文書を作成しておらず、保有していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点はなく、他にその存在を推認させる事情も認められないことから、請求3に対し、令和3年4月及び同年5月に実施した巡視に係る「健康管理医（産業医）執務記録簿」を特定し、その全部を開示した決定は妥当と認められる。

(5) 請求5に係る決定の妥当性について

ア 実施機関は、本件開示請求日時点においては、当該請求に係る文書を作成しておらず、保有していないと主張する。

イ これに対し、審査請求人は、規則第52条を踏まえれば、実施機関の理由の提示は不合理であり、本件決定の取消しを求める旨主張している。

ウ そこで、結果報告書の提出状況について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、結果報告書を人事委員会へ提出する旨の起案文書の写し及び提出した結果報告書の写しの提示があり、令和3年11月25日付けで当該文書が作成され、同日付けで人事委員会あて提出されていることが認められた。

エ したがって、本件開示請求日時点においては、結果報告書は作成されておらず、請求5の対象となる文書を保有していなかったとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、当該文書を保有していないとして非開示（不存在）とした決定は妥当と認められる。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1 公文書開示請求の内容（本件請求文書）

静岡県立静岡高等学校に関し、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく下記の資料

- (1) 令和 3 年 4 月 1 日以降実施した安全衛生委員会の議事録又は議事の概要（請求 1）
- (2) 令和 3 年 4 月 1 日以降衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（請求 2）
- (3) 令和 3 年 4 月 1 日以降いわゆる産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（請求 3）
- (4) 労働者の健康障害を防止し又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって衛生委員会等における調査審議を経て事業者が令和 3 年 4 月 1 日以降にいわゆる産業医に提供した資料（請求 4）
- (5) 令和 2 年度に実施した定期健康診断に関し、静岡県人事委員会へ提出した労働安全衛生規則第 52 条に基づく健康診断結果報告の類（県立高校個別に提出していないようでしたら、まとめて提出したもののうち静岡高等学校の状況が分かる資料）（請求 5）

別記 2 請求に対し実施機関が特定した文書（本件対象公文書）

請求	特定した公文書の名称	開示区分	理由
請求 1	安全衛生委員会議事録（第 1 回～第 6 回）（本件対象公文書 1）	全部開示	
請求 2	令和 3 年度日常点検及び職場巡視状況記録簿（4 月～8 月）（本件対象公文書 2）		
請求 3	健康管理医（産業医）執務記録簿（4 月～5 月）（本件対象公文書 3）		
請求 4	FAX 送信票（4 月報告分～7 月報告分）（本件対象公文書 4）	部分開示	○開示しない部分： 1 ヶ月 80 時間を超過した職員の氏名 ○開示しない理由： 条例第 7 条第 2 号に該当し、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別される。また、条例第 7 条第 2 号ただし書のいずれにも該当しない。
請求 5	令和 2 年度に実施した定期健康診断に関し、静岡県人事委員会へ提出した労働安全衛生規則第 52 条に基づく健康診断結果報告の類（本件対象公文書 5）	非開示	不存在

別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
令和3年12月3日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
令和4年10月27日	審議	第363回
令和4年11月29日	審議	第364回
令和4年12月27日	審議、答申	第365回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
大 原 和 彦	弁護士	第364回、第365回
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	第364回、第365回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部教授	第363回～第365回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第363回～第365回
武 田 恵 子	看護師、静岡県看護協会監事	第363回、第364回
牧 田 晃 子	弁護士	第363回～第365回